

体育施設使用料等改定のお知らせ

平成29年4月1日より

平成29年4月1日より、北見市内体育施設の使用料・暖房料等が改定されますのでお知らせします。

サンドーム'94

暖房料は11月1日～4月30日まで使用の期間のみ加算

専用（団体）使用

| 使用場所 | 団体区分 | 改定前 | | 改定後 | |
|------|------|----------|-----|----------|-----|
| | | 使用料 | 暖房料 | 使用料 | 暖房料 |
| | | （1時間につき） | | （1時間につき） | |
| 全面 | 一般 | 400 | 150 | 480 | 150 |
| 半面 | 一般 | 200 | 70 | 240 | 70 |